

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 16 日

山口地方裁判所

裁判所書記官 安 田 森

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 7 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 5 月 14 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 5 月 20 日 午前 10 時 00 分 場 所 山口地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 6 月 10 日 午前 9 時 40 分 場 所 山口地方裁判所
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 株式会社商工組合中央金庫, 農林中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 4 月 16 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 391, 000 1, 912, 800	一括	478, 200	107, 055	0
1	863, 000				
2	1, 528, 000				
			</		

物 件 目 録

1 所 在 山口市名田島字屋敷附

地 番 1 7 5 2 番 1

地 目 宅地

地 積 4 5 9 . 0 0 平方メートル

共有者 A 持分 6 分の 3

共有者 B 持分 6 分の 1

共有者 C 持分 6 分の 1

共有者 D 持分 6 分の 1

2 所 在 山口市名田島字屋敷附 1 7 5 2 番地 1

家屋 番号 1 7 5 2 番 1 の 2

種 類 居宅

構 造 木造かわらぶき 2 階建

床 面 積 1 階 8 9 . 0 0 平方メートル

2 階 5 6 . 0 0 平方メートル

所有者 D

物 件 明 細 書

令和 6年 9月13日

山口地方裁判所

裁判所書記官 児 玉 朋 子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

- ・隣地との境界が不明確である。
- ・売却対象外の土地(地番1752番第2)を通行のため利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 山口市名田島字屋敷附
 地 番 1752番1
 地 目 宅地
 地 積 459.00平方メートル

共有者 A 持分6分の3
 共有者 B 持分6分の1
 共有者 C 持分6分の1
 共有者 D 持分6分の1

2 所 在 山口市名田島字屋敷附1752番地1
 家屋 番号 1752番1の2
 種 類 居宅
 構 造 木造かわらぶき2階建
 床 面 積 1階 89.00平方メートル
 2階 56.00平方メートル

所有者 D





令和6年(ケ)第19号
令和6年6月11日受理
令和6年7月17日提出

現況調査報告書

山口地方裁判所

執行官 廣政 淳雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 山口市名田島字屋敷附

地 番 1 7 5 2 番 1

地 目 宅地

地 積 4 5 9 . 0 0 平方メートル

共有者 A 持分 6 分の 3

共有者 B 持分 6 分の 1

共有者 C 持分 6 分の 1

共有者 D 持分 6 分の 1

2 所 在 山口市名田島字屋敷附 1 7 5 2 番地 1

家屋 番号 1 7 5 2 番 1 の 2

種 類 居宅

構 造 木造かわらぶき 2 階建

床 面 積 1 階 8 9 . 0 0 平方メートル

2 階 5 6 . 0 0 平方メートル

所有者 D

不動産の表示	『物件目録』のとおり		
住居表示	山口市名田島1752番地1		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 支部 令和 年（ ）第 号 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 共有者D	1 本件建物には、私が居住しております。 2 本件土地については、法務局備付けの図面の形状で間違いないと思いますし、近隣との間で、形状や境界での争いはないと思います。ただ、境界杭等はないように思いますので、境界としては、はっきりしていないように思います。また、隣地である父親名義の地番1752番第2と一体利用しており、その境界も判然としておりませんし、道路からの進入路も、同土地を利用しており、本件物件としての進入路は、現状ではありません。 3 本件建物に関して、増改築はありません。 4 本件建物については、雨漏り等の大きな不具合はありませんが、台所部分に5年くらい前から水漏れがしております。排水が詰まっているのではないかと思います。また、以前、屋内でネコを飼っていたので、クロスなどにその傷みがあります。 5 屋根にあるソーラー発電設備は、10年くらい前に私が設置したもので、ローンが残っております。 6 温水器は、リースです。 7 本件土地の土手側にある簡易な倉庫は、私どもの物です。 8 本件物件への進入路の利用等については、落札者の方と話をしなければならないとは思っておりますので、ご相談ください。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件建物は、共有者Dが居住して占有しているものと認められる。
- 2 本件土地の形状については、現地での概測の結果、ほぼ公図記載のと通りの形状であると思われるものの、その認定は、あくまでも概測によるものであり、本件土地の形状等を確定させるものではなく、現地において境界を明確にする指標等を現認できなかったこと、共有者D陳述のとおり、隣地である目的外地番1752番第2を一体として利用しており、その境界が判然としないことなど、不明確な部分が存することから、本件土地の形状等を明確にするためには、公図を現地で復元する等の手続きが必要であると思われる。
- 3 本件建物については、共有者D陳述のと通りの状況であった。
- 4 本件建物には、ソーラー発電設備が、本件土地には、簡易な倉庫がある。
- 5 本件物件が接する地番1753番3は、山口市樫野川東土地改良区所有の用悪水路であり、公道からは、隣地である目的外地番1752番第2の一部を進入路として利用している。
- 6 上記意見は、あくまでも現況調査時に当事者等から得た情報に基づいて作成したものであり、本件物件の形状、境界、瑕疵、その他の権利関係を確定させるものではない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年6月11日（火） ： ー ：		山口市役所に間取図請求
6年6月12日（水） 9：10－10：05	山口地方法務局	公図閲覧等
6年6月12日（水） 10：50－11：10	物件所在地	物件確認、写真撮影
6年6月25日（火） 13：05－14：00	物件所在地	物件調査（評価人同行）、写真撮影、共有者Dから事情聴取
年 月 日（ ） ： ー ：		
年 月 日（ ） ： ー ：		
年 月 日（ ） ： ー ：		
（特記事項） ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☒ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



-68893.950

(座標値種別：図上測定)



請求部	所在	山口市名田島字屋敷附				地番	1752番1			
出力縮	1/500	精度分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定		種類	土地改良所在図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年6月12日
山口地方務局

請求番号：2-1
(1/1)

登記官

(6 枚目)

公用

縮小 (A3-A4)

登記年月日：平成21年5月15日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年6月12日 山口地方滞務局

登記官

(7 枚目)

縮小 (A3-A4)

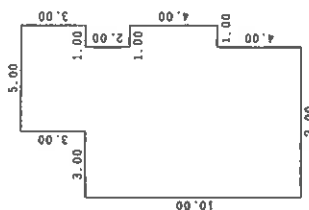
各階平面図

建物図面
(各階平面図)

家屋番号
1752-1-2

建物の所在
山口市名田島字屋敷附1752番地1

1階

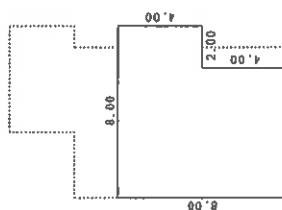


求積表

5.000	x	3.000	=	15.0000
7.000	x	10.000	=	70.0000
1.000	x	4.000	=	4.0000
計			89.0000	

床面積 89.00 m²

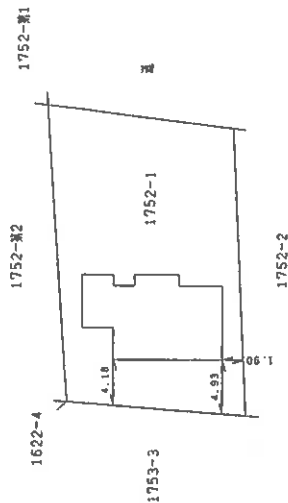
2階



求積表

2.000	x	4.000	=	8.0000
6.000	x	8.000	=	48.0000
計			56.0000	

床面積 56.00 m²



作成者
土地家屋
調査士

11日作成

縮尺 1/250

申請人

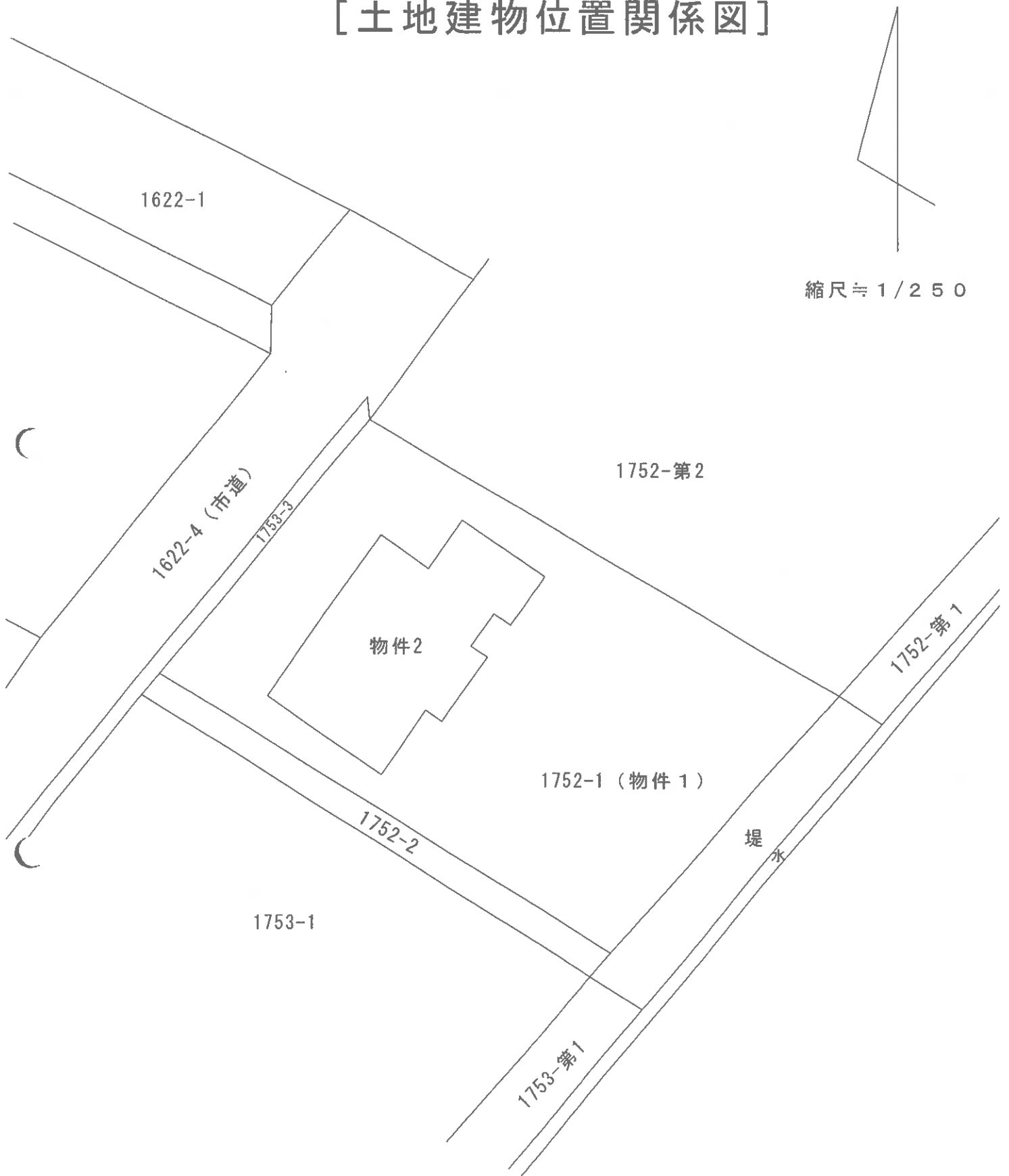
縮尺 1/500

山口県土地家屋調査士会用品

請求番号：2-3

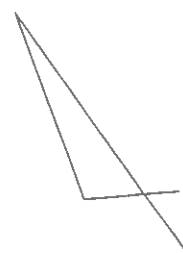
(1/2)

[土地建物位置関係図]

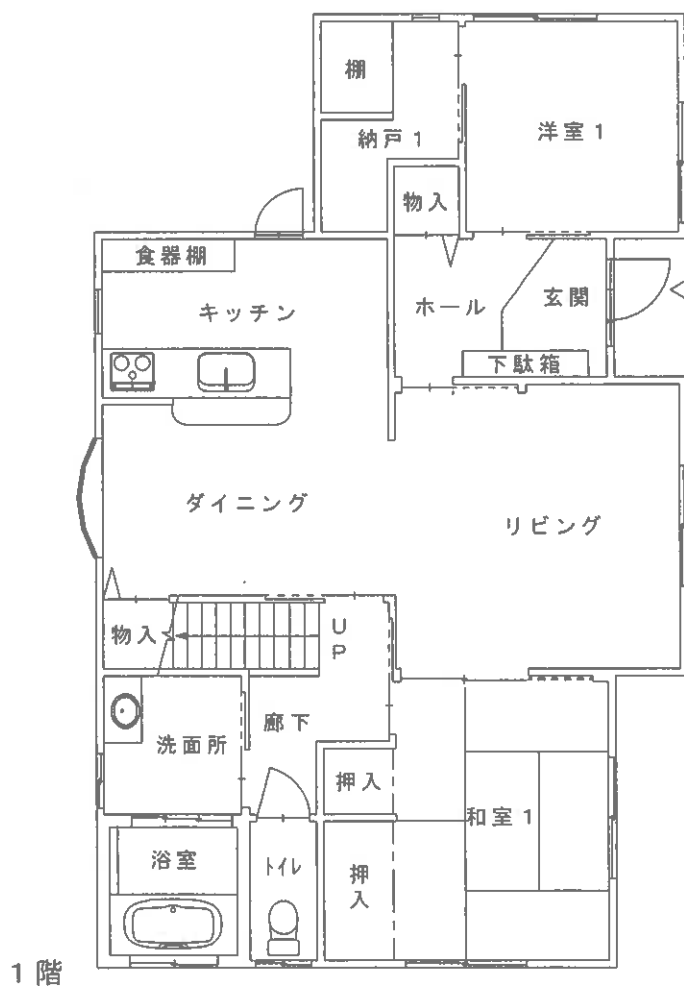
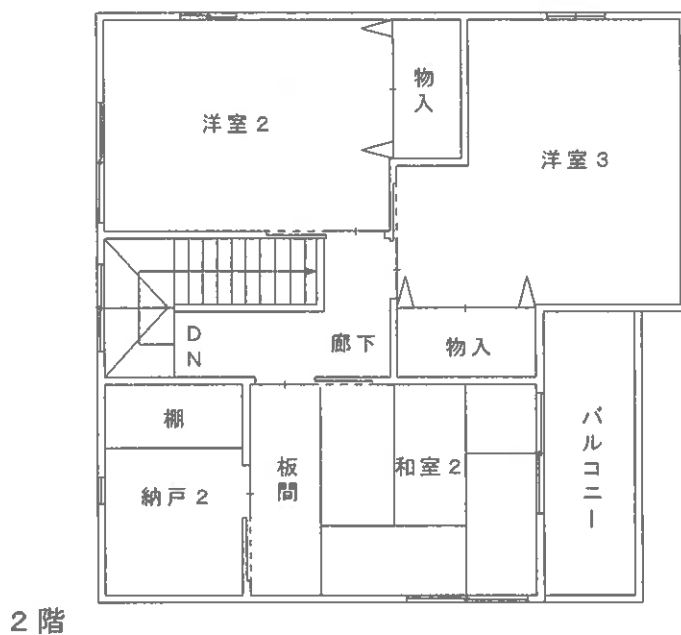


当該図面は土地建物位置の概要を示すため、評価人が建物図面等を基に作成したもので、精度の高い図面ではない。

[建物間取図]



縮尺 $\approx 1/100$



当該図面は建物の間取の概要を示すため、評価人が建物図面等を基に作成したもので、精度の高い図面ではない。

写真1
本件物件



写真2
本件建物



写真3
本件建物内部の状況
(1階ダイニング)



写真4
本件建物内部の状況
(1階キッチン)



写真5
本件建物内部の状況
(1階ダイニング床)



写真6
本件建物内部の状況
(2階壁)



令和6年（ケ）第19号
令和6年6月25日調査
令和6年8月9日評価

山口地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

藤田 泰宜

第1 評価額

一 括 価 格	
金 4, 8 8 1, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 1, 7 6 2, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 3, 1 1 9, 0 0 0 円

- 1 一括価格は物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法 61 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	山口市名田島字屋敷附 1752 番 1 宅地 459.00 m ²	同 左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	山口市名田島字屋敷附 1752 番地 1 1752 番 1 の 2 居宅 木造かわらぶき 2 階建 1 階： 89.00 m ² 2 階： 56.00 m ² 合計： 145.00 m ²	同 左
番号	特 記 事 項		
1	・ 法務局備付の地図（法第 14 条第 1 項）国調法 19-5 指定等の確認資料を基に調査を行った。概ね地図のとおりと思われるが、境界杭等を確認することが出来ず、特に父親が所有する隣地（1752 番第 2）とは一体的に利用されているため境界が判然としない。本件土地の正確な範囲等を把握するにあたっては利害関係者立会いの下、専門家による測量を要する。		
2	・ 法務局備付の建物図面等の確認資料を基に調査を行い、概ね一致を確認した。		

以 下 余 白

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 山陽本線「四辻」駅南西方 道路距離約 5.3 k m	
付 近 の 状 況	周辺に農地も見られる既存の住宅地域を形成している。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 用途指定なし 60% 200% なし 特になし
画 地 条 件	地 積 間 口 奥 行 形 状 そ の 他	459.00 m ² 約 17m 約 27m ほぼ長方形 中間画地
接面道路の状況	北西側の幅員 3m～4m前後（舗装部分）の舗装市道に幅約 1mの水路を隔ててほぼ等高接面している。当該市道は建築基準法 42 条 2 項道路となっている。	
土地の利用状況等	〔土地の利用状況〕 物件 2 の建物の敷地として利用されている。 〔隣地の状況等〕 隣接地は住宅建物の敷地となっている。	
供給処理施設	上 水 道：あり 都市ガス：なし 下 水 道：あり（農業集落排水） （注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常の費用で敷地内への引込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	・現地調査において土壤汚染の存在を伺わせる要因は見当たらなかった。土壤汚染の可能性は低いものと判断されるが、目的土地について土壤汚染の専門的な調査は行なっておらず、不確定要素があることからこれを考慮外とした。 ・山口市教育委員会によれば、対象土地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外とのことである。 ・山口県土砂災害警戒区域等マップによると、対象不動産は土砂災害警戒区域等には該当しない。	

	・下水道については、父親が所有する隣接地（1752 番第 2）を経由して引込が行われている可能性があるとのことである（山口市上下水道局にて聴取）。 ・現状では物件 1 の土地に車両で侵入する際には、隣接地（1752 番第 2）を通行する必要がある。 ・物件 1 と市道との間に介在する水路は「山口市樺野川東土地改良区」が所有者となっている。
--	--

2 建物の概況及び利用状況（物件 2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日（登記記載）：平成 21 年 5 月 13 日新築 経 過 年 数 ： 約 15 年 経済的残存耐用年数： 約 10 年
仕 様	構 造 ：木造 屋 根 ：瓦葺 外 壁 ：サイディングボード貼等 内 壁 ：クロス貼等 天 井 ：クロス貼等 床 ：フローリング、畳敷等 設 備 ：電気、給排水、バルコニー、太陽光発電等 その他 ：特になし
床 面 積 （ 現 況 ）	第 3 項目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途 ：居宅 間 取 り ：別添の「建物間取図」参照
品 等	普通
保守管理の状況	やや劣る
建 物 の 利 用 状 況	詳細は「現況調査報告書」参照
特 記 事 項	・アスベスト含有建材の使用の有無については詳細不明である。また雨漏り、シロアリ被害の有無等についても詳細は不明である。 ・現地調査において、建物に付属する各種設備についての動作確認は行っていない。従って当該設備が直ちに使用できるか否かは不明である。 ・太陽光発電は、本件建物建築後に別途設置し、設置後 10 年程度経過しているとのことである。 ・本件建物の温水器はリースとのことである。 ・以前猫を飼っていたとのことであり、猫による引っ掻き傷等が見られた。 ・キッチン周辺の床にシミが認められた。配管の不具合による水漏れが原因と思われるとのことである。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	12,400	0.91	459.00	0.90	4,661,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査（山口（県）－4）

$$\begin{array}{ccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 13,900 \text{ 円/㎡} & \times 100.0/100 & \times 100/102 & \times 100/110 & \ni 12,400 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◆ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◆ 標準化補正：方位+2により1.02と査定した。

◆ 地域格差：街路・交通・環境・行政的条件を考慮した。

イ 個別格差：【方位+1、水路介在▲10】により0.91と査定した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ÷エ
2	200,000	145.00	0.24	6,960,000

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して査定。

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \{ \text{残価率 } 0\% + (1 - 0.00) \times (\text{経済的残存耐用年数 } 10 \text{ 年} / \text{経済的全耐用年数 } 25 \text{ 年}) \} \\ &\times (100\% - \text{観察減価 } 40\%) = 0.24 \end{aligned}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ÷ウ
1	4,661,000	0.10	場所的利益	466,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を場所的利益と判定し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算(円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ× エ×オ
1	4,661,000	-466,000		0.70	0.60	1,762,000
2	6,960,000	+466,000	1.00	0.70	0.60	3,119,000
一括価格(合計)						4,881,000

ウ：占有減価修正：特になし。

エ：市場性修正：供給処理施設が隣接地に敷設されている可能性があること、境界が不分明であること等による市場性減価を上記の通り判定した。

オ：競売市場修正：第2評価の条件欄記載の競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格（山口（県）－4）

所 在 : 山口市鑄銭司字下藪河内 2982 番 5
価 格 : 13,900 円／㎡
位 置 : JR山陽本線「四辻」駅より道路距離約 650mに位置する。
価 格 時 点 : 令和 5 年 7 月 1 日
地 積 : 645 ㎡
供給処理施設 : 水道
接 面 街 路 : 西側 4.5m市道
用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域、用途指定なし(建蔽率 60%、容積率 200%)
地 域 の 概 要 : 農家住宅と一般住宅が混在する郊外の住宅地域

2 固定資産税評価額（令和 6 年度）

物件 1 : 4,094,280 円

物件 2 : 6,550,277 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算出するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 物件位置図（山口市役所『山口市都市計画図』縮尺 1 : 25,000）
- 2 地図（法第 14 条第 1 項）国調法 19-5 指定写し（法務局備付）
- 3 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物間取図
- 6 現況写真

以 上

物件位置図

対象不動産

地価調査(県) - 4

-68738.95)



請求部	所在地 山口市名田島字聖敷附					地番	1752番1		
出縮 力尺	1/500	精度 区分	甲三	座標 番号 記号	Ⅲ	分類	地区(法第14条第1項)国調法1 9-5指定	種類	土地改良所在図
作成 年月日					補付 年月日 (原図)			補記 事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(山口地方法務局管轄)

令和6年6月26日

山口地方法務局周南支局

登記官

請求番号：12-1

(1/1)

登記年月日：平成21年5月15日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(山口地方佐務局寄附)
令和6年6月26日 山口地方佐務所関前支所

送记者

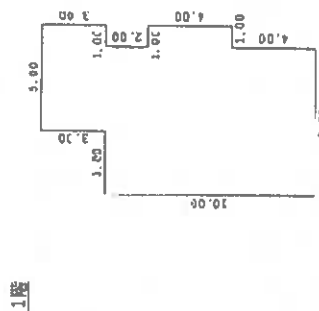
日期: 12-2

圖
面
平
階
各

建筑物图面
(各階平面圖)

家座番号 1752-1-2

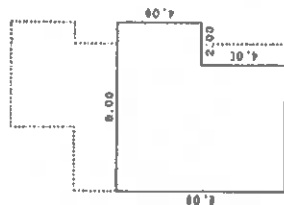
山口市名田島字聖敷付1752番地1



本題表

5.000	×	3.000	=	15.0000
7.000	×	10.000	=	77.0000
1.000	×	4.000	=	4.0000
				11 83.0000

床面積 82.20 m²



求精求

$$\begin{array}{r} 2,000 \times 4,000 = 8,000 \\ 6,000 \times 5,000 = 30,000 \\ \hline \text{Total} = 38,000 \end{array}$$

56. 00

作者

(平成21年6月13日作成)

縮尺 1/250

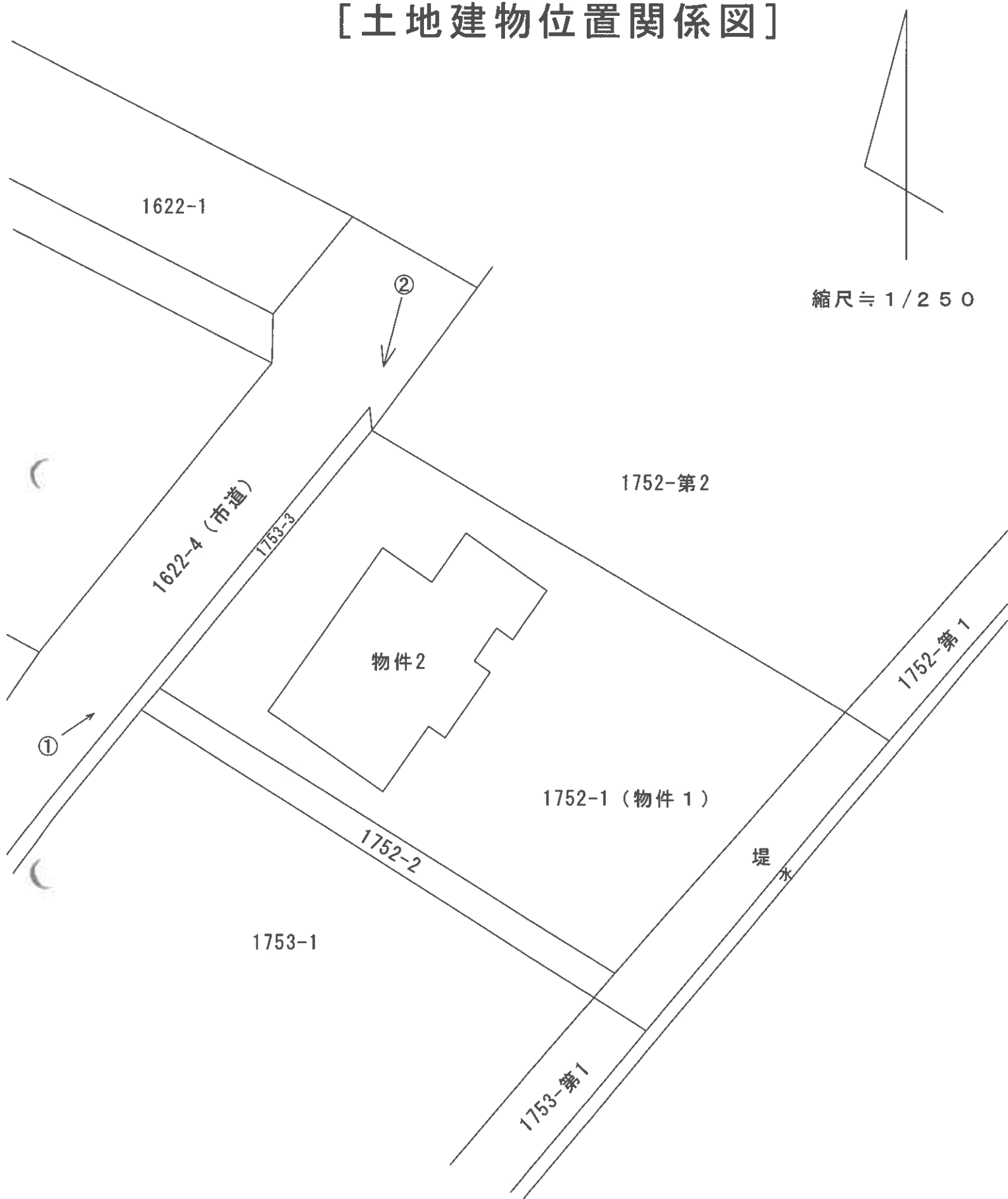
人證

1/500

山口県土地家屋調査士会 用紙

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

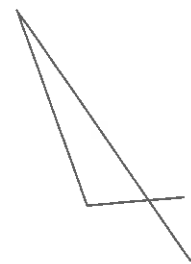
[土地建物位置関係図]



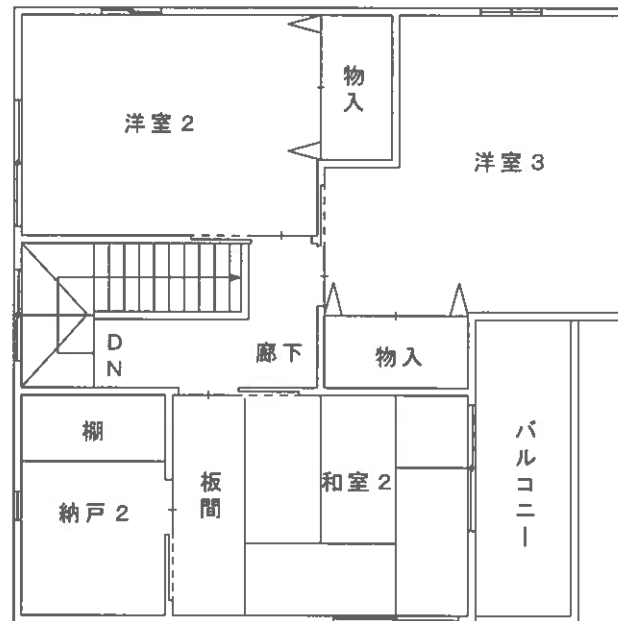
○→は写真番号及び写真撮影方向を示す。

当該図面は土地建物位置の概要を示すため、評価人が建物図面等を基に作成したもので、精度の高い図面ではない。

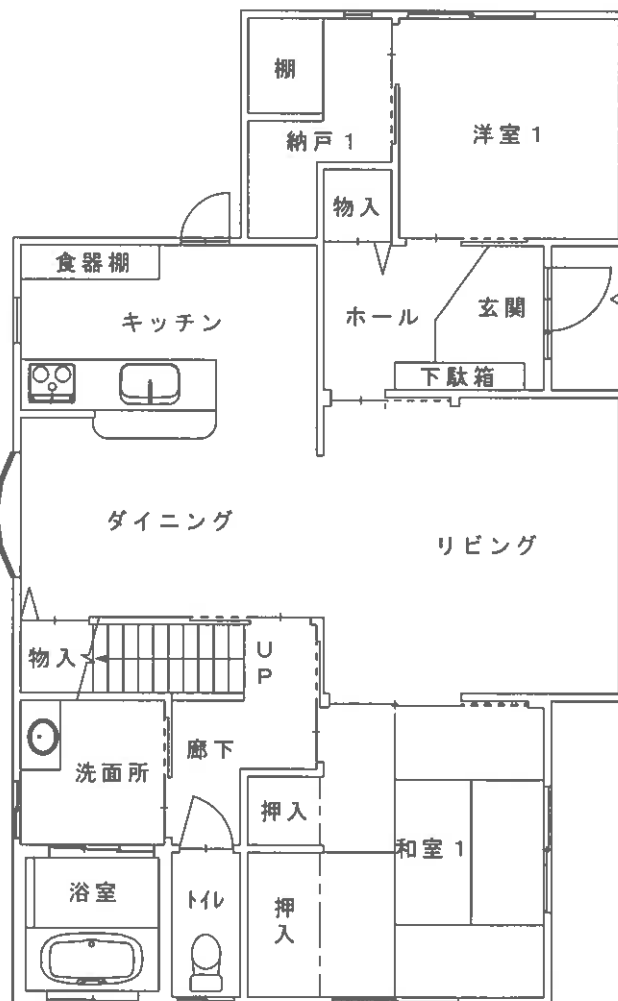
[建物間取図]



縮尺 $\div 1/100$



2 階



1 階

当該図面は建物の間取の概要を示すため、評価人が建物図面等を基に作成したもので、精度の高い図面ではない。

〈 現 況 写 真 〉

写 真 ①



写 真 ②

